

令和3年度羽曳野市特定任期付職員(弁護士)採用試験実施案内 (令和4年度採用予定) 羽曳野市職員任用試験委員会 発行

羽曳野市では、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(任期付職員条例)に基づき、同条例第2条第1項所定の特定任期付職員(常勤の地方公務員)として弁護士を募集しています。

～ 羽曳野市は、こんな「人材」を求めています。～

- ① 全体の奉仕者としての公務員の使命を正しく認識し、自治行政に生きがいを求める人
- ② 常に問題意識をもって現状にとらわれない柔軟な思考と何事にもチャレンジする行動力のある人
- ③ 組織の一員として良好な人間関係を維持できる人
- ④ やさしい心をもって少子高齢化社会に対応できる人
- ⑤ 幅広い視野をもち、国際化・高度情報化時代に的確に対応できる人

職種・区分・受験資格・採用予定人数

職種	区分	受験資格	採用予定
弁護士	特定任期付	以下の要件のすべてを満たす人 ① 昭和47年(1972年)4月2日以降に生まれた人 ② 弁護士資格を有し、令和4年3月末現在で、弁護士としての実務経験を3年以上有する人 ③ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④ 弁護士法第7条に規定する欠格条項に該当しない人	1人

※ 任期付職員の任期については、3年を基本としますが、最長5年まで延長する場合があります。

※ 採用予定日は令和4年4月1日です。ただし、離職等の事情により予定日での採用が困難な場合は相談に応じます。

※ 最終合格発表後、弁護士資格を喪失した場合、弁護士名簿から登録を抹消された場合、及び申込書等の提出書類の記載事項等に不正があった場合には、合格を取り消します。

I 試験の実施方法等

1 試験の実施方法

- (1) 日 時 令和4年2月10日(木) 午後1時30分から
 ※10分前までに受付を済ませてください。遅刻された場合は受験できない場合がありますので注意してください。
- (2) 場 所 羽曳野市役所(羽曳野市誉田4丁目1番1号)市長公室人事課(本館3階)
 (近鉄南大阪線 古市駅下車徒歩約10分)
- (3) 試験方法 ① 書類審査(受験申込書及び申し込み時に提出された小論文により、職務に対する適正、能力等について審査します。)
 ② 口述試験(個別面接)
- (4) 試験の当日に持参するもの
 ① 受験票 ② 筆記用具

2 合否の決定・発表

各試験の総合得点により決定します。ただし、これらのいずれかの試験において一定の得点(合格基準点)に達しないときは、他の試験の成績にかかわらず不合格になります。

試験後、概ね1～2週間程度で、合否にかかわらず受験者全員に郵送にて通知するほか、合格者の受験番号を市ウェブサイトにて発表します。

II 受験手続き等

1 受験申込書等の配布

- (1) 配布期間 令和4年1月5日(水)から2月4日(金)まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く
午前9時から午後5時30分まで
- (2) 配布場所 羽曳野市役所 本館3階市長公室人事課 または本館1階総合案内
※ 郵便で請求する場合は、封筒(大きさは問いません。)に「職員採用試験実施案内請求」と朱書き、返信用封筒(あて先に請求者の郵便番号、住所、氏名を明記し140円切手を貼った封筒(角形2号封筒〔33cm×24cm程度〕))を必ず同封して郵送してください。
※市ウェブサイトにてダウンロードも可能です。

2 受験申込受付

- (1) 受付期間【持参】令和4年1月5日(水)から2月4日(金)まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く
午前9時から午後5時30分まで
【郵送】令和4年1月5日(水)から2月4日(金)(2月3日消印有効)まで
- (2) 受付場所【持参】羽曳野市役所 本館3階 市長公室人事課
【郵送】角形2号封筒で「受験申込書在中」と朱書き、簡易書留郵便で人事課まで郵送
- (3) 提出書類等

提出書類	<p>① 羽曳野市職員採用試験申込書(※写真貼付のこと)</p> <p>② 羽曳野市職員採用試験受験票(※写真貼付のこと) ※①②は、同一の写真のこと</p> <p>③ 弁護士登録証明書等、弁護士資格を有していることを証明できる書類の写し</p> <p>④ 小論文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「弁護士が自治体職員として果たすべき役割について」 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地方自治体が直面する諸課題について、弁護士である自治体職員は、これらの課題解決のために、どのような場面でどのように活用されていくべきと考えますか。あなたの考えを述べてください。 ➢ パソコン(word)で作成のうえ、A4縦長、文字の大きさは12ポイントとし、2,000字程度で論じてください。 ➢ テーマ及び氏名を冒頭に記載してください。 <p>【以下は郵送申込の場合のみ】</p> <p>⑤ 受験票返信用定形封筒(404円切手を貼った長形3号封筒(23.5cm×12cm)に返送先の郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、「簡易書留」と朱書すること。)</p>
注意事項	<p>○ 写真は、正面上半身、脱帽、無背景、縦4cm×横3cmの3ヵ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を記入したものを貼付のこと</p> <p>○ 書類に不備がある場合は受領しません。(郵送申込において記載に不備がある場合は、お返す場合がありますが、このために生じた申込遅延等については責任を負いません。(遅延申込の場合は受領せず返送します。))</p>

※ 提出書類のうち、写しを提出されているものについては、後日原本を確認させていただきます。

※ 提出書類は、採用に関する事務以外には使用しません。

※ 提出書類は、一切返却しません。(郵送申込の場合は特にご注意ください。)

※ 各書類の写しは「A4サイズ」で統一してください。

3 従事する主な職務等

- ① 事務事業(契約事務、交渉・折衝関係事務等)における法的問題に対する助言・指導、法律相談業務
- ② 市が当事者となる法的紛争の未然予防及び紛争発生時の対応策について、紛争処理を担当する所属への法的支援業務
- ③ 争訟等への対応(訴訟等対応、債権管理・回収、コンプライアンスの推進など)
- ④ 法的視点を取り込んだ政策等の企画・立案や、各業務への相談による法的妥当性の検証に関する業務
- ⑤ 職員の法務能力向上に係る研修の実施
- ⑥ その他、弁護士としての知識と経験が活かされる業務等の一般行政事務など

Ⅲ 採用まで

1 健康診査

指定項目に基づく健康診査を各自受診していただきます。

2 合格判断等

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。この名簿は1年間(1年以内に新しい名簿を作成したときは、そのときまで)有効です。受験資格がないことや受験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は同名簿から削除します。また、健康診査により職務に堪えないと本市の嘱託医が判断した場合は、その時点で同名簿から削除することがあります。

3 採用

採用候補者名簿の中から市長の請求に応じて令和4年4月1日以降に採用されます(※)。

離職等の事情により4月1日付けの採用が困難な場合は、採用日について相談に応じます。

採用後に受験資格がないことや学歴詐称等申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は免職となります。

※ 採用の日から6か月間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

4 成績開示

試験を有効受験し不合格となった方のみ、成績を記載して送付します。

Ⅳ その他

1 給与・勤務条件等(令和4年1月1日現在)

(1) 給与 月額528,640円

※ この初任給は、羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき支給されるもので、地域手当(12%)を加えたものです。また、諸手当として、地域手当以外に通勤手当、期末手当(6月、12月)、退職手当等が支給されます。

なお、扶養手当、住居手当、管理職手当及び時間外勤務手当などの支給はありません。

※ 上記給与月額は令和4年1月1日現在のものです。採用するまでに給与改定等が行われた場合は、給与月額等が変動する場合があります。

(2) 勤務時間 午前9時から午後5時30分まで(休憩45分間)

(3) 勤務場所 羽曳野市役所 総務部 総務課など

(4) 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(5) 休暇 採用月に応じて年次有給休暇を付与します(年間最大20日)。その他、特別休暇(結婚、病気、忌引等)があります。

(6) 福利厚生 大阪府市町村職員共済組合(健康保険、年金等)、職員福利厚生会、公務災害補償制度
なお、雇用保険には加入しません。

2 その他

(1) 服務等については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されるため、現在の弁護士業務を停止していただく必要があります。なお、弁護士登録を抹消する必要はありません。

(2) 所属弁護士会の会費等は、自己負担になります。

【問い合わせ・案内請求・郵送申込先】

羽曳野市役所 市長公室 人事課

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

☎ 072-958-1111 (内線: 3421, 3432)

E-MAIL jinji@city.habikino.lg.jp

土曜日、日曜日、祝日を除く。午前9時～午後5時30分

※ 試験の出題内容等、試験そのものにかかわる質問には一切お答えできません。